



障害者自立支援法のサービスについてご紹介します

障害（身体・知的・精神）のある人が、地域で安心して暮らせるよう下記サービスを提供し、支援を行っています。

サービスを利用するためには、申請が必要となります。障害の状況（障害程度区分）により利用可能なサービスが決まります。

障害者自立支援法のサービス（主なもの）

サービス種類	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが自宅に来て、入浴、トイレ、食事など身の回りの手伝いをします。
重度訪問介護	ヘルパーが自宅に来て、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に対して、入浴、トイレ、食事などの身の回りの手伝いや、外出をする時の手伝いをします。
行動援護	知的障害の方、精神障害の方で移動するのが困難な方に対して、外出する際に危険がないようにヘルパーが外出の手伝いをします。
重度障害者等包括支援	障害が重く、介護の必要性がとても高い人に、居宅介護やショートステイ等複数のサービスを組み合わせて提供します。
児童デイサービス	障害児の方のデイサービス。日常生活の基本的な動作の指導や集団生活へ適応できるような訓練等をします。
短期入所（ショートステイ）	家族に用事があったり、病気などの場合に、施設で短期間泊まって、入浴、トイレ、食事などのお世話をします。
療養介護	障害が重い方に、入院して医療を行いながら、機能訓練をしたり、入浴、食事の介助など日常生活のお世話をします。
生活介護	常に介護を必要とする障害者の方に、昼間、入浴、トイレ、食事の手伝いを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます。
共同生活介護（ケアホーム）	障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人や生活支援員が日常生活の手伝いや入浴、トイレ、食事の介護、お金の管理などのお手伝いをします。
自立訓練（機能訓練）	身体に障害のある方に、施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	障害のある方に、施設で日常生活で自分で身の回りのことを出来るように必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、施設で就職に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。仕事探しの相談も行います。
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業での就職が難しい人に、福祉工場（A型）や施設（B型）で働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人が日常生活の手伝いや食事の用意、お金の管理などのお手伝いをします。

問い合わせ先 | 福祉保健課 すこやか係 ☎73-1333

麻しん(はしか)・風しん混合ワクチン(MRワクチン) 予防接種をまだの方はお急ぎください



平成20年度対象者のみなさん、定期予防接種期間が3月末で終了します。
体調をよく医師にご相談のうえ、未接種の方は早めに受けてください。

平成20年度の対象者

中学1年生.....平成7年4月2日～平成8年4月1日に生まれた方

高校3年生.....平成2年4月2日～平成3年4月1日に生まれた方

(＊学生でなくても3月31日までに満18歳になる方は対象者です。)

接種券を紛失された場合はご連絡ください。

問い合わせ先 | 福祉保健課 ☎73-1333 (岩美すこやかセンター内)